

## 第2回荒川河川整備計画有識者会議 (議事録)

平成27年3月27日

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

6階ホール6C

出席者 (敬称略)

座長	山田 正	(中央大学理工学部教授)
委員	浅枝 隆	(埼玉大学大学院理工学研究科教授)
	大野 栄治	(名城大学都市情報学部教授)
	加藤 孝明	(東京大学生産技術研究所准教授)
	久保 純子	(早稲田大学教育学部教授)
	清水 義彦	(群馬大学大学院理工学府教授)
	鈴木 伸治	(横浜市立大学国際総合科学部教授)
	鈴木 誠	(東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授)
	田中 規夫	(埼玉大学大学院理工学研究科教授)
	知花 武佳	(東京大学大学院工学系研究科准教授)
	堂本 泰章	(河川環境保全モニター)

(五十音順)

オブザーバー

埼玉県、東京都

◆開会

【小島河川調査官】 皆様、本日は、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

委員の方が二人ほど遅れられておりますけれども、定刻を過ぎておりますので、ただいまより第2回荒川河川整備計画有識者会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしく申し上げます。

記者発表の際に会議のお知らせをしましたが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、本日は別室に傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたしますが、山田座長、よろしいでしょうか。

【山田座長】 どうぞ。

【小島河川調査官】 はい。それでは、中継映像の配信をいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上に置かせていただいておりますけれども、一番上に資料の目録、議事次第、委員名簿、座席表。その下に資料が四つございまして、資料の1、荒川河川整備計画（骨子）と書いた資料。資料の2が、資料の1と同じ資料でございますけれども、資料の1に行番号を付記した資料でございます。資料の3が、荒川の現状と課題。最後に、資料の4が、荒川の現状と課題（補足説明）と書いた4種類でございます。

配付漏れなどがございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

◆挨拶

【小島河川調査官】 それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長、泊より一言ご挨拶申し上げます。

【泊河川部長】 失礼して場所を移動させていただきます。

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

本日は皆様、大変ご多忙のところ、当会議、第2回荒川河川整備計画有識者会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

去る2月13日に第1回の当会議、荒川河川整備計画有識者会議を開催させていただきました。荒川の現状と課題をお示しさせていただいたところでございます。

このたび、去る3月23日に、荒川河川整備計画（骨子）を公表させていただきました。本日は、その骨子をお示しさせていただいて、委員の皆様にご意見を賜りたいと考えております。皆様には大変貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はよろしく願いいたします。

【小島河川調査官】 まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

座長、少々よろしいでしょうか。

荒川流域で暮らす住民や環境保護団体、それから利根川流域市民委員会、それぞれ1通の要望書などをいただいております。事前に、有識者会議で配付してほしい旨の申し入れをいただいております。

これにつきまして、座長、お配りしてもよろしいでしょうか。

【山田座長】 はい、どうぞ。

【小島河川調査官】 それでは、配付させていただきますので、事務局のほうでお願いします。

〔要望書配付〕

【小島河川調査官】 それでは、これからの議事の進行につきましては、座長の山田委員にお願いしたいと思います。

山田座長、よろしく願いいたします。

◆荒川河川整備計画（骨子）

【山田座長】 朝早くから、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事次第はお手元にありますよね。

議事次第にのっとりまして、次第3の荒川河川整備計画（骨子）について、整備局から資料の説明をお願いいたします。

【西田河川計画課長】 河川計画課長の西田でございます。

それでは、資料のほうを、座ってご説明をさせていただきたいと思います。

河川整備計画の骨子についてご説明させていただく前に、資料3の荒川の現状と課題をお手元にご用意をお願いします。

この資料3の荒川の現状と課題につきましては、2月13日に開催いたしました1回目の有識者会議の場でご説明させていただいております。

前回の会議におきまして、委員の皆様から出ましたご指摘等を踏まえまして、荒川の現状と課題の資料を一部修正等いたしております。変更点について簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、資料の2ページをごらんください。

前回に、地質の情報も盛り込んでほしい旨のご指摘等をいただきましたので、1ページ、この資料を追加させていただいております。

次に、5ページをごらんください。

前回の資料では、上流部全体が岩畳状の景観を有しているかのような記載でしたので、山間溪谷の河川空間もある旨の記述に修正しております。

次に、8ページをごらんください。

水質の指標につきまして、BOD以外でもT-N、T-Pの指標も重要だという旨のご指摘をいただきましたので、T-N、T-Pの情報につきまして追加させていただいております。

次、11ページをごらんください。

荒川の河川整備に当たりましては、歴史・文化は重要だという旨のご指摘をいただきましたので、河川整備に当たりまして、把握する必要がある荒川流域の史跡、名勝等の資料

を1ページ追加させていただいております。

続きまして、17ページをごらんください。

大規模地震時に荒川の河川空間がどのように利用されるのかというご質問をいただきましたので、緊急輸送の状況の資料を1ページ追加させていただいております。

次、18ページをごらんください。

中流部においても河床変動が生じている旨のご指摘をいただきましたので、その旨を資料のほうに追加させていただいております。

次、19ページをごらんください。

荒川の水循環につきまして、利根川も含めて考えるべきだという旨のご指摘をいただきましたので、利根川水系も含めました資料に修正しております。

このほか、誤字脱字、それから数字の間違いなどを修正しております。

次に、資料4をお手元にご用意ください。

荒川の現状と課題（補足説明）という資料でございます。

前回の会議でいただいたご指摘等を踏まえまして、新たに補足説明の資料をご用意いたしております。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

民地の利用状況はどうなっているのかというご質問をいただきましたので、河川空間の利用状況の資料をお示しさせていただいております。

次、2ページでございますけれども、魚類の実態についてご質問をいただきましたので、魚類の状況についてお示しさせていただいております。

次、3ページをごらんください。

支川の名前の由来についてご質問いただきましたので、支川の名前の由来をお示しさせていただいております。

4ページをごらんください。

平成11年の被害を踏まえまして、支川の改修事業を重点的に整備しておりまして、その経緯についてご質問いただきましたので、支川の改修経緯をお示しさせていただいております。

以上が、現状と課題に関する説明でございます。

続きまして、荒川河川整備計画の骨子についてご説明させていただきます。

骨子の資料としましては、資料1と資料2がございます。

この資料2は、説明時にわかりやすいように行番号を追加しているだけで、内容は資料1と同じでございます。そのため説明は資料2を用いてさせていただきたいと思っております。

資料2のほうをお手元にご用意ください。

2ページを初めにごらんください。

2ページは、河川整備計画の対象区間及び期間についてお示ししております。中央に計画の対象区間を図でお示ししております。いわゆる直轄区間が対象となります。

4行目からは、計画対象期間をお示ししております。計画対象期間はおおむね30年です。河川整備計画策定後でも、必要がある場合には適宜見直しを行います。

1枚おめくりください。

3ページから5ページは、河川整備計画の目標に関する事項についてお示しさせていただいております。

3ページの2行目ですが、荒川は、我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つです。流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には地下鉄等への浸水など首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により市民生活へ甚大な被害が及びます。

7行目でございますが、洪水、高潮等による災害から貴重な生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等を踏まえて、河川整備を推進します。

荒川では、多様で多量な水利用が行われており、渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や利水安全度の確保のため、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を安定的に確保します。

13行目でございますが、水環境の改善や多様な動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図り、人と河川との豊かなふれあいの場を提供する等、河川環境の整備と保全を推進します。

災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全という目標を達成するため、地域住民や関係機関と連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施します。

19行目でございますが、気候変動に伴う降水形態の変化等により、渇水や洪水・高潮・水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

1 枚おめくりください。

4 ページは、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標をお示ししております。

3 行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保等を両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6 行目からは、洪水について記述しております。

荒川の重要性を考慮して、河川整備計画の目標流量を、基準地点岩淵において、戦後最大洪水である昭和22年9月のカスリーン台風による洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止を図ります。

9 行目からは、高潮について記述しております。

荒川河口から堀切橋下流端までの区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高潮による被害の発生の防止又は軽減を図ります。

11 行目からは、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合について記述しております。

自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

荒川下流部においては、河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど、甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図ります。

16 行目からは、地震、津波について記述しております。

河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

1 枚おめくりください。

5 ページの上側は、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標をお示ししております。

3 行目になりますが、寄居地点において、かんがい期は概ね  $2.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は

概ね9 m<sup>3</sup>/s、秋ヶ瀬取水堰下流地点では、年間を通して概ね5 m<sup>3</sup>/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保します。

その下側は、河川環境の整備と保全に関する目標をお示ししております。

7行目になりますが、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

9行目は、水質について記述しております。

地域住民や関係機関と連携を図り、その保全・改善に努めます。

10行目は、自然環境の保全と再生について記述しております。

荒川が在来有している砂礫河原、瀬と淵、ヨシ原、干潟等の保全・再生に努めます。

11行目は、エコロジカル・ネットワークについて記述しております。

河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

13行目からは、人と河川との豊かなふれあいについて記述しております。

沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが親しみやすい河川空間の形成を推進します。

15行目は、ダム貯水池における環境について記述しております。

ダム貯水池においては、富栄養化の防止、冷濁水の放流による下流の環境への影響の緩和に努めます。

16行目は、ダム貯水池の湖面利用について記述をしております。

地域住民や関係地方公共団体と連携して、安全で秩序ある湖面利用に努めます。

18行目は、景観について記述しております。

歴史・文化・人との関わりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

1枚おめくりください。

6ページからは、河川の整備の実施に関する事項をお示ししております。

6ページは河川工事についてお示しをしております。

4行目をごらんください。

河川の整備に当たっては、はん濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮、または津波による災害に対する安全性の向上を図ります。地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査



検討を行います。

7行目からは、洪水、津波、高潮による被害の発生の防止及び軽減に関する事項について七つに大別した対策をお示ししております。

一つ目の洪水を安全に流下させるための対策につきましては、五つに分類してお示ししております。

一つ目は、堤防の整備でございます。

二つ目は、河道掘削でございます。

三つ目は、橋梁の架替でございます。

四つ目は、橋梁部周辺の高さ確保でございます。橋梁により局所的に堤防が低く越水のおそれがある区間につきましては、暫定的な対策として盛土等により、高さ確保し、越水を防止します。

五つ目は、洪水調節容量の確保でございます。中流部においては、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているところがございますが、より効果的にピーク流量を低減させるため、調整池の整備を行い、洪水調節容量を確保します。

1枚おめくりください。

7ページでございますけれども、七つに大別した二つ目は、浸透対策でございます。

三つ目は、高潮対策でございます。

四つ目は、超過洪水対策でございます。13行目でございますが、荒川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間につきまして、高規格堤防の整備を行います。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施します。

五つ目は、地震津波遡上対策でございます。耐震性能の照査結果に基づき、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。さらに人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱える堤防においては、その重要性に鑑み、大規模地震に対して堤防の沈下を抑制するよう、対策を実施します。津波が遡上する区間では、水門、樋門、樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進めます。

1枚おめくりください。

8ページをごらんください。

六つ目は、内水対策でございます。

七つ目は、危機管理対策でございます。9行目でございますが、被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、整備を行います。排水機場等については、洪水時等に周辺地域が浸水した場合にも継続的に機能が確保されるよう、排水機場等の耐水化を進めます。

18行目でございますが、大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事等を円滑に行うため、緊急用河川敷道路、災害時の緊急輸送路等の主要道へ接続する坂路、緊急用船着場の整備、航路確保のための浚渫等を行います。

1枚おめくりください。

9ページをごらんください。

上側には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項をお示ししております。

4行目でございますが、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目からは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

7行目でございますが、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

その下側に、三つに大別した対策をお示ししております。

一つ目は、水質改善対策でございます。

二つ目は、自然環境の保全と再生でございます。中上流部の砂礫河原では出水による攪乱を期待するだけではなく人為的な対策を行い砂礫河原固有の動植物が生息・生育・繁殖できる環境を保全・再生します。中下流部については、乾燥化してしまった高水敷を掘削する等多様な動植物が生息・生育・繁殖できる湿地環境を保全・再生します。

20行目でございますが、動植物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

三つ目は、人と河川との豊かなふれあいの確保でございます。

河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施します。沿川地方公共団体が立案する地域計画等と整合を図り、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユ

ユニバーサルデザインに配慮した河川整備を推進します。

1枚おめくりください。

10ページからは、河川の維持についてお示ししております。

4行目をごらんください。

河川維持管理に当たっては、荒川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」に基づき計画的な維持管理を継続的に行います。地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

7行目からは、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項を九つに大別してお示ししております。

一つ目は、堤防の維持管理でございます。

二つ目は、河道の維持管理でございます。

三つ目は、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理でございます。

17行目でございますが、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の河川管理施設の機能の維持について記述をしております。

21行目からは、雨量観測所、水位観測所等の施設について記述しております。

24行目でございますが、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

1枚おめくりください。

11ページでございますが、四つ目は、多目的ダム等の維持管理でございます。多目的ダム等につきましては、洪水等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。

8行目になりますが、堆砂状況を把握するとともに、貯水池機能の低下を防ぐため堆砂土砂の掘削や貯砂ダムの設置など適切な対策を検討し実施します。

五つ目は、関連施設の維持管理でございます。

防災・広報施設については、流域内外の施設や自治体等関係機関との連携を積極的に図り、様々な流域情報の市民への提供、交流、学習・教育等の支援を進めます。

六つ目は、許可工作物の機能の維持でございます。

許可工作物は、施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより、施設の

管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。

七つ目は、不法行為に対する監督・指導でございます。

河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。

1枚おめくりください。

12ページでございますが、八つ目は、河川等における基礎的な調査・研究でございます。

河川を総合的に管理していくため、流域内の各種データを収集します。水理特性等に関する調査・研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用します。

九つ目は、地域における防災力の向上でございます。

堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要があります。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との連携を一層図ります。

13行目からは、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についてお示ししております。

河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた時点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、水質を監視するとともに、荒川ダム群の統合運用を行い、利根川等との連携をはかりつつ、広域的な低水管理を実施します。

渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する荒川水系渇水調整協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。

1枚おめくりください。

13ページからは、河川環境の整備と保全に関する事項をお示ししております。

4行目をごらんください。

河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

5行目からは、河川環境の整備と保全を、八つに大別してお示ししております。

一つ目は、水質の保全でございます。

6行目でございますが、良好な水質を維持するため、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標になる水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行います。

二つ目は、自然環境の保全でございます。

良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態と定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。

外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や関係住民と連携して防除等の対策を実施します。

三つ目は、河川空間の適正な利用でございます。

荒川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。

四つ目は、水面の適正な利用でございます。

荒川では水面利用が盛んなことから、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河川周辺や水面の利用を図ります。

1枚おめくりください。

14ページでございますが、五つ目は、景観の保全でございます。

荒川の自然・歴史・文化・生活が織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努めます。

六つ目は、環境教育の推進でございます。

13行目でございますが、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。

七つ目は、不法投棄対策でございます。

18行目でございますが、地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を実施することで、ごみの不法投棄対策に取り組みます。

八つ目は、不法係留船対策でございます。

不法係留船は、河川管理上の支障となるため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対

策を、関係地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進してまいります。

以上で説明は終わります。

**【山田座長】** ありがとうございます。

荒川の現状と課題、それに補足がありました。それから整備計画の骨子を説明していただきました。

骨子は、あくまで骨子ですから、その下にはもっと細かい計画まであるんですが、説明の順序に従ってまず骨子を説明いただきました。前回もありましたけれど、それに対して、さらにつけ加わりましたので、現状と課題について何かご意見等がありましたら、あるいはコメント等がありましたら、お願いします。

**【久保委員】** 2ページの地質図の件で、小さいことですが、一番下の出典が100分の1と書いてあるのは、恐らく100万分の1ではないかと思われます。

後は、一般的に使われている用語なんですけども、一番上の説明の「第三紀の砂岩、泥岩」というのがあるんですけども、「新第三紀」と「古第三紀」というのがあるんですけど、最近は何か、「第三紀」という言葉を使わなくなったそうでございます。

以上です。

**【山田座長】** そうすると、本当はどうすればいいですか。

あるいは、もし。

**【久保委員】** 「新生代の」というと広げ過ぎかな。古第三紀、新第三紀と書くか、余り格好よくはないですけど。

**【山田座長】** そうすると、そこはあくまで学術的にきちんとしていようということですから、事務局と先生とでちょっと相談してくれませんか。

**【久保委員】** かしこまりました。

**【山田座長】** 次、ほかにありましたら。小さいことから大きいことまで、どうぞ。あり

ますか。

はい、どうぞ。

**【清水委員】** 現状と課題のところ、お聞きしたいのは、整備計画の目標の中に、骨子の4ページにありますように、「適正な本支川と、上下流、左右岸バランスの確保と両立」とあります。

これを、上下流、左右岸バランスを確保するということを目標としている中で、現状は、この上下流、左右岸バランスがどう確保されていないのか。バランスが悪くなっているのかという課題が、荒川の現状と課題の資料の中でなかなか見えにくい。

唯一見えるのが、14ページの堤防整備の状況というのがここにあるわけです。

これを見ると、確かに堤防が足りないということは分かりますが、やはりこの足りないところには作りますという説明だけで、どう上下流あるいは左右岸のバランスが崩れていて、それを整備計画の中で、バランスをとるために段階的にどんなふうに進めていくというのが、現状と課題の中でないと、迫力というか、説得力が少し足りないかなと思います。

現状と課題の中の資料を見る限り、14ページぐらいしか載っていないので、そう思います。

**【山田座長】** これに関してはどうでしょうか。どなたが答えてくれるのですか。

**【小島河川調査官】** ご指摘のとおり、14ページのほうに若干、堤防の整備状況であるとか、上の箱書きの中に「断面不足の箇所が多く、上下流のバランスを踏まえた整備が必要となっている」というような趣旨の言葉を書かせていただいています。

若干、見えにくいというようなご指摘もありましたので、その辺の取り扱いにつきましても検討させていただきたいと思います。

**【山田座長】** そこは大事ですね。

**【泊河川部長】** すみません。ちょっとお話をさせていただきます。

今、清水委員がおっしゃっていただいた、まず骨子の4ページをごらんになられて、多分、4行目のところに「上下流及び左右岸バランスの確保」という記述をごらんになって

おられるんだと思いますけれども、これは、必ずしも今とれていないという意味ではなくて、そこをきちんと保ちつつというか、考慮しつつ、全体的な治水安全度の向上を図っていかうということで、必ずしも、ここに確保と書いてあることが、すなわち、今できていないというつもりで記述しているわけではないという理解でございます。

**【清水委員】** わかりました。まだこれから先に進んでいく議論だろうから、そのところでまた。

**【山田座長】** そのほか現状と課題に関して。

**【浅枝委員】** じゃあ、1点よろしいですか。

この現状と課題の資料の中でいろいろなデータが各種記載されていますが、例えば、河床高のデータですが、これは恐らく昭和47年からしかないのかもしれませんが、47年からのデータですね。

例えば、樹林化のデータは平成14年からで、その後の現状と課題②、21ページです。20年代のデータはここで初めて一つ出ていますが、どこかで、20年代の航空写真でいいと思いますが掲載していただければと思います。それによって、そのあいだの変遷がわかるような資料を載せていただければなと思います。

特に荒川の場合は、上流地域、熊谷地域は大きく変わっていますので、そうした資料があると、荒川の原風景や変遷がもう少しクリアになるという気がします。

**【山田座長】** どうでしょう。

**【小島河川調査官】** ご指摘を踏まえまして探して、また、お示しできるようにしたいと思います。

**【山田座長】** それに、航空写真にはもう少し注釈をつけてください。これが何で、これが何と。

**【小島河川調査官】** はい。



【山田座長】 そのほかありますか。

【堂本委員】 20ページの砂礫河原の現状と課題で、中上流部の寄居町から熊谷にかけてと書いてありますが、二瀬ダムの直下から、この下流も結構ひどい状況だと思うんですけど、そこは課題として認識されていないのでしょうか。

【山田座長】 堂本委員の、二瀬ダムの下流域というのは、行って見た人じゃないとわからないですよ。

もうちょっと説明していただけますか。

【堂本委員】 随分、砂礫河原の状態が悪くなっていますし、もう岩が出ていますし、少なくとも秩父の方々は、非常に課題があるんじゃないかと思うんですけど。

【小島河川調査官】 すみません。若干、資料のつくり方が、直轄管理、国で管理している区間に特化してしまっているような資料になっていますが、ここは確かに、流域の現状と課題というような主旨でありますので、その辺のところは、また補足させていただければと思います。問題意識としては当然持っておりますし、いろいろと試行的に土砂を流すような対策というものもやっておりますので、補足させていただきたいと思います。

ご発言の前に、できましたらお名前など言っていただければと思います。よろしく願いします。

【山田座長】 そうすると、次回に、全川を通じた流域全体の川という、幾つかのそういう事業もやっておられるということですが、その現状なので、そうした現状もきちんと載せてください。

【小島河川調査官】 はい。

【山田座長】 そのほかありますか。

どうぞ。

【加藤委員】 東京大学の加藤と申します。

現状と課題について今からお話しします。骨子案の方を見ると、高規格堤防とか地域防災力の向上というところで、その関係機関との連携とか、調整という言葉が出てきますが、現段階での関係機関との調整とか連携における課題を一旦取りまとめて、計画に反映していくという構成をとると、非常にわかりやすい計画になるのではないかと感じました。

もう少し突っ込んで言うと、私は国土交通省の研究助成をいただいて、荒川下流沿川の自治体の都市計画セクションに対して河川の洪水ハザードなどを計画段階で考慮しているかという主旨のアンケート調査を主軸とする研究をさせていただきました。その結果としては、必ずしも考慮されていないという結果が得られました。河川側と市街地側ともう少し密接な連携をとったほうがいい、とるべきではないかと考えています。そういう意味で、河川側から見て、現状の連携上の課題というのが明確に打ち出されていたほうが計画として読みやすくなると感じました。

【山田座長】 現状の、ネットワークの現状。

【加藤委員】 そうですね。

【山田座長】 それに対して、正直に見て、ちょっとここが欠けているねとか。

【加藤委員】 そうそう。

【山田座長】 ここを充実させないといけないなとかいうのが。

【加藤委員】 そうです。

【山田座長】 今まで経験されたことを入れたほうがいいという。

【加藤委員】 はい。

【山田座長】 これはぜひ、またそういった資料を次回にお願いします。

はい、どうぞ。

【堂本委員】 すみません。さっき一緒に言えばよかったんですけど。

堂本と申します。

やっぱり現状と課題で、下流部のことですが、現状で、表現としてヒヌマイトトンボ、オオヨシキリ等の生息場となっているということですが、植物、ヨシに関しては減少していると書いてあるんですけど、こうしたヒヌマイトトンボとかについて、現状はどうなっているということが書かれていない。生息場は生息場だと思うんですけど、それをちゃんと整理しないと議論にならないのかなという感じがしました。

あと、それから、その次の河川利用のほうですね。⑤のほう、24ページです。

スポーツや釣り等という形で、いっぱいありますから書き込むことは難しいんですけど、多分、荒川の中上流域ですと、良い悪いは別にして、模型飛行機とか模型のヘリとか、パラグライダーとか、相当利用されていると思うんです。

そこも、いろいろと課題が見えてくると思いますので、そこはちゃんと視野に入れておいたほうがいいのかなど。もちろん、中に入っているとは思いますが、このレベルでもちゃんと表記しておいたほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。

【山田座長】 どうですか。

【小島河川調査官】 さまざまな利用に関してありますが、もう一段進んだ河川整備計画の原案の本文も並行して作業を進めておりますけれども、そうした中で、本資料でおつけるか、本文の中でいろいろと記述させていただくかということを検討させていただいて、また、反映させていただきたいと思っております。

【山田座長】 堂本委員、それで宜しいでしょうか。

【堂本委員】 はい。

【山田座長】 それでは、現状と課題も結構ですけれども、それも込みで、後半に説明していただいた荒川河川整備計画の骨子のほうについても50分ぐらいの時間をとっておりますので、どなたかからでも。

はい、どうぞ。

【清水委員】 じゃあ、さっきの。

【山田座長】 お名前と、所属を。

【清水委員】 群馬大の清水でございます。

4ページを見ると、ここに河川整備計画の目標に関する事項があり、7行目に河川整備計画の目標流量というのがあって、これが戦後最大のカスリーン台風の岩淵での流量と同規模という設定になっている。

一つ、わかりにくいのは、この河川整備計画目標流量というのは、河川整備計画流量ではなく、河川整備計画の基本高水という意味合いですね。利根川の場合と同じ言葉を使っただんですが、それもわかりにくかったと思いました。基本方針は岩淵で、基本高水が1万4,000 m<sup>3</sup>/sぐらいで、計画高水流量が7,000ですね。

その基本高水が1万4,000というのは、200分の1相当で、今回が整備計画では、それに対応する基本高水が1万ちょっと。これは、確率でいうと50分の1相当という言い方をするのか、整備計画ができていない場合で当面30年かけてやるものは50分の1で、支川は30分の1とか、そんな確率でやっていました。

そうやって50分の1相当という言い方にしているのか、それとも戦後最大規模という言い方でしているのか。あるいは、それは両者が一致しているのか、その辺を教えてくださいたいのが1点です。

それからもう一つ、この下の図がまた難しい。

年最大流量岩淵地点の経年変化。これは、岩淵は感潮区間だから、流量を測れるのが難しく、実績降雨を与えて計算流量で出している。多分、カスリーンのときは氾濫しているから、氾濫なんかしないというか、氾濫させずに壁立ての計算で河道の中に流れてきた流量としている。ところが、平成10年とか、その辺の流量であれば、ダム操作とか貯水池

の操作とか、これも入っていないというように考えてよろしいのか。その辺が、単なる年最大流量の経年変化では分かりにくい。

これは整備計画を立てるために大切な数字というか、グラフなので、その辺を曖昧にしないで説明いただけますか。

【山田座長】 じゃあ、お願いします。

【小島河川調査官】 それでは、ご指摘いただきましたので補足をさせていただきます。

ご指摘をいただきましたのは、骨子の、今、資料の2を使わせていただきますけれども、4ページ目になります。

それと、あと、ここに、先ほどの資料の3の、現状と課題という資料の12ページを横に置いていただければと思います。

まず、先ほどの資料の現状と課題のほうの12ページでございますけども、左下の小さい文字で恐縮ですけれども、黄色い四角の中に、平成19年荒川水系河川整備基本方針というような箱がございます、その中に2行数字が入っております。基本高水流量が岩淵というところで1万4,800 m<sup>3</sup>/s、そして計画高水流量というのが7,000 m<sup>3</sup>/sという二つでございます。

この上の数字というのは、清水先生がご指摘のとおり、流出計算モデルを用いて、実績雨量からすべて河道を流下すると仮定しまして、流れてくる最大限の流量というような数字が、この1万4,800という数字でありまして、そのうちで上流のダムであるとか、調節池などで洪水調節をして、実際にその川の中で流す目標として7,000という数字がございます。

ですから、こういう可能性として出てくるもの、そして、これを川の中で処理していくものというような二段書きになっております。

この荒川河川整備基本方針というのが、これは将来的な長期的な目標になっておりまして、いわゆるその確率というか、年超過確率で評価いたしますと、荒川の場合は200分の1というような目標を、長期的な目標としているというのが、まずベースでございます。

その中で、今回の河川整備計画というのは、おおむね30年間でどのぐらいのところまで達成できるかという段階的な計画でございます。

今回お示ししている河川整備計画の目標流量という、先ほどの骨子の4ページの7行目

の中ほどに出てきます言葉でありますけれども、ここで言っている河川整備計画の目標流量というのは、先ほど出ました1万4,800に対してどのぐらい、その30年間で達成できるかという目標を示したものでございます。

ですから、1万4,800に対して、今回の30年間の目標として、目標流量というような言葉の使い方をさせていただいているものでございます。

そして、その下のグラフでありますけれども、このグラフは、先ほどの計算全て、実績の雨量データに基づきまして、これを流出計算により再現した計算流量でございます。

これは、先ほどの1万4,800と同じ計算条件でありまして、流出計算モデルを用いて、実績雨量からすべて河道を流下すると仮定したときの、毎年、毎年で一番大きな流量がこのぐらい来たであろうというようなグラフでありまして、今回の目標としているのが昭和22年9月のカスリーン台風と同規模ということでございますので、ちょうどこの下のグラフでいいますと、昭和22年というところに、1万というラインをちょこっと上に出ている棒グラフがあらうかと思っておりますけれども、おおむねこのあたりの流量の規模を射程に入れて、今後30年間で対策を講じていこうということを今回お示ししたというものでございます。

最後、計画の規模ということで、50分の1というような話がありましたけれども、今回の目標といたしましては、戦後最大の洪水であるカスリーン台風と同規模というようなものを目指していきたいと思っておりますけれども、ちなみに、これを年超過確率で評価いたしますと、現在これは精査中でございますけれども、おおむね100分の1程度というところになろうかというところでございますので、大体そのぐらいの規模を目指して今後30年間でやっていきたいということをお示ししております。

以上です。

**【山田座長】** 大野委員から、お願いします。

**【大野委員】** 名城大学の犬野でございます。

表現上の点で二つコメントです。

まず、4ページで、先ほど清水委員のご指摘になったあたりです。7行目の右のほうに、「戦後最大洪水である昭和22年9月洪水」ということで、カスリーン台風を選択した基準が書かれています。しかし、その下の9行目にある伊勢湾台風については、その選択基

準が書かれていません。洪水はカスリーン台風を選び、高潮は伊勢湾台風を選ぶんだという、何か都合のよいものを基準とするような印象を受けてしまいますので、カスリーン台風と同様に、伊勢湾台風の前にも選択基準を書かれたほうがよいのではと思います。

恐らく、伊勢湾台風はこの地域ではありませんし、時期としても昭和34年のことから、「我が国で戦後最大の高潮被害をもたらした昭和34年9月の伊勢湾台風」のような記述とし、同時にカスリーン台風についても、「戦後」の前に「我が国で」という記述が要るのではと思います。

ここで、「最大洪水」というのは、洪水の量なのか、被害を受けた人の数なのか、金額なのか、よくわかりませんが、洪水被害というような形で、具体的には、「我が国で戦後最大の洪水被害をもたらした昭和22年9月洪水」のような記述にされてはいかげんかだと思います。

もう一点は、文書の中に「地域の住民との連携を図りながら」というのが、書いてあったり、書かれていなかったりします。すると、書かれていないところは連携しないのかなという読み取られ方もします。特に環境保全については、ハード面の整備については高度な専門的知識が必要ですが、維持管理においては地域住民やNPO団体などの協力が不可欠のように思います。

例えば、14ページの8行目に「これらの景観の保全に努めます」とあって、保全については国交省がすべてを引き受けるというような印象を受けます。全部を通して「地域住民の方の協力が不可欠」と書くか、あるいはそれぞれのところに書くか、そのあたりの表現をご検討いただければと思います。

以上2点です。

**【山田座長】** まず、最初の「戦後最大」と書いてあるところ、伊勢湾台風のところ、その辺りのところの書きぶりというのは、どうされますか。

**【小島河川調査官】** また、書きぶりは今後詰めさせていただきたいと思いますが、ご指摘の趣旨は承知いたしました。

カスリーン台風につきましては、ここで使っているのは、この荒川において一番、戦後で大きい規模の流量が流れてきた洪水ということで使っています。

被害といいますと、被害の指標によりまして、いろいろと流域の状況も変わっておりますので、なかなか難しい面もございまして、ここでは、そういう趣旨で使っております。

伊勢湾台風につきましては、趣旨としては、ちょうど昭和34年の伊勢湾台風の被害を受けまして、東京湾でも高潮計画というのが立案されたという経緯がございましたので、その時点において最大規模の外力を設定して検討したものだということでございますので、表現ぶりは工夫させていただきたいと思えます。

また、連携のほうにつきましても、当然、書いていないから連携しないというわけではございません。河川整備計画ということで、河川を管理している立場としての私ども国土交通省が、主語を使っていない場合はそういう意味で使っておりますけれども、私どもがいわゆる法的な権限といいますか、我々の仕事の範疇としてできる部分、あるいは、それと、いろいろな外の方とも、河川以外の行政主体とも一緒にやっていかなければいけないものとか、あるいは本当に地域の皆様といろいろとやっていかなければいけない、いろいろな連携のレベルとか度合いがあると思えますので、表現ぶりはまた工夫させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

**【山田座長】** どうぞ。お名前をお願いします。

**【浅枝委員】** いろいろなキーワードを入れられて、やられているのでよくなってきているかなと思うんですが。

**【山田座長】** お名前と所属を。

**【浅枝委員】** 浅枝です。

まず、前回少し話が出ました、いわゆる「横串」ですね。今のまとめ方だと、治水、利水、環境を別々に示すという形です。ですが、実際の一つの事業をみると、治水にも非常にいい効果を与えて、利水にも環境にもいい効果があったりすることも多いわけですね。特に、荒川の場合は、こうしたケースが非常に多いと思えます。

そうした視点での記述が様々なところで必要なように思います。例えば治水で、調整池ですと、それは、もちろん治水にも影響しますし、環境にもいい影響をします。こうした



「横串」の視点を加えていただくと荒川の整備計画の特徴、いい面が出てくるというように思いました。

次に、どこに入れるべきか少し気になる部分ではありますが、流水の正常な維持とありますが、荒川の場合、というより、これは荒川だけではないと思いますが、土砂流ですね。土砂の正常な維持、機能の維持ということが、やはりどこかで必要なように思います。

特に、先ほどお話ししました上流地域は、極めて厳しい状況になっていますし、実際に、現在も置き砂等もやられています。もう一つ、もっと重要かと思いますが、河道内で移動可能な土砂が増えれば今大きな問題になっている、樹林化はかなり防げます。

ということは、樹林化等、あまり関係のなさそうな問題に対しても、河道内で移動可能な土砂が多く存在する状況をつくることも重要です。総合的な土砂管理の視点が重要です。実際に全く土砂が入ってこないというような状況であっても、ある程度の対応はできるかというように思いますので、そうした土砂の機能の維持というようなことも、どこかに入れていただければと思います。

それと、環境という面では、例えばエコロジカル・ネットワークのお話が出ていましたが、もう一つ、重要なポイントとして、東京都はともかく、埼玉県では、これから高齢化と人口減少が起きてくるわけです。そうすると、それと裏腹になるのが地域活性化をどうするかという点です。

河川事業で何ができるかどうかは少し別かもしれませんが、そのあたりも視野に入れた形で取り組んでいただくことが必要なように思いました。

さらに、もう一点ですが、これも荒川の場合、最初に申し上げたところと関係しますが、どこかの形で生態系サービスとか、そうしたキーワードを入れられないですか。

それはもちろん、水質にいいとか、地域活性化にいいとか、いろいろとありますが、もちろん、それが防災時の避難場所の確保にもつながるわけです。ですから、それをどういった言葉で入れるかは工夫していただきたいと思いますが、そうした観点がクローズアップされることで、荒川独特の、新しい形の整備計画が出来上がるように思いました。

以上です。

**【山田座長】** その前に、浅枝委員、エコロジカル・サービスというのは、今どういうふうな考え方なのか、ちょっと教えてください。

【浅枝委員】 例えば、都内でいえば、荒川にいい自然があると、例えば直下型地震が生じたときに、そこが避難地になるわけです。

それだけではなく、もちろん水質等には非常にいいですし、いわゆる安らぎを求めるという意味でも重要です。荒川に自然があると、特に下流地域にとっては非常に重要で大きなポイントだろうと思います。

今度、別の上流地域の例で言いますと、荒川は、実は大きな観光ポテンシャルがあります。それを地域活性化に利用できます。

【山田座長】 観光。

【浅枝委員】 観光ポテンシャル。

今、コウノトリの事業も進んでいますし。そうしたことは、そこでお客さんを呼び込む素材があるということです。そうしたものもどんどん荒川を利用して地域活性を図っていただくことです。

その他にも様々あります。もちろん気温も騒音も下げます。いろいろな側面があります。要は、そこに自然地をうまくつくって、うまく利用することによって、それでいろんな面にプラス、生態系サービスが出てくるわけです。

【山田座長】 環境が持つ多面的機能と云えばいいですか。

【浅枝委員】 そうですね。いいと思います。ですから、場合によったら、そうしたことを経済評価するなり、そうしたことで、その重要性というのがクローズアップされると思います。

【山田座長】 それじゃあ、浅枝委員の最初のご質問のほうから、あるいはコメントに対して、何か事務局のほうでありますかね。

【小島河川調査官】 4点いただいたと考えております。

遊水地のところでも治水だけでなく、環境あるいはいろんな面で機能があるということで、「横串」という指摘を頂きました。

それから、総合的な土砂管理という視点。それから、あとエコロジカル・ネットワークの中で、もうちょっと地域振興とか観光とかという視点。それから、最後の生態系サービスという用語の、4点ご指摘をいただいたと思います。今回の資料の中では、なかなか入れ込めていないものもございますので、また、今後検討させていただきたいと思います。

【山田座長】 どうぞ。

【鈴木（誠）委員】 東京農業大学の鈴木誠です。

資料の2の骨子のほうで、何か所か文言訂正というか、組み込んでいただきたい概念がある、と思うことがありまして、まずは、3ページの11行目から13行目にかけて、今、浅枝委員がご指摘されたような、河川空間の重要性が書かれていまして、ここで、13行目の「水環境の改善や多様な動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図り」と。

ここの書き方というのは、多分、「多様な」というところが、生物多様性という概念を指していると理解できるのですけれども、ここを思い切ってといたしますか、「多様な」というところを「生物多様性に配慮した」というふうに文言を変えれば、その後の、例えば先ほどの生態系サービスというのは、生物多様性という概念の中の一つになりますので、大きな目標の中でそういう言葉を使っていたらどうかと。

それについては、実は、現状と課題、資料3の23ページにあって、エコロジカル・ネットワークの構築と河川の重要な現在における役割として、エコロジカル・ネットワークの貴重な基軸を担うということが書かれていて、よく見ていくと、一番右のほうには「将来にわたって荒川流域の生物多様性を保つため」というふうに、ちゃんとここに生物多様性という言葉が出てきますので、この言葉に関連しては「生物多様性基本法」があり、「生物多様性国家戦略」は閣議決定もされて、進められていることですので、ここに入れていただくと良いと思います。

これに関連して、骨子の、資料2の5ページに、同じようなことで、11行目、「河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として」、この後に「生物多様性に配慮しつつ」と入れていただくと質的に担保したそういった空間がネットワークで広域的につながっていくというような概念になりますから、そこにも生物多様性という言葉を入れていただく。

そして、もう1カ所、関連して9ページです。

9 ページは、(2) の自然環境の保全と再生、20 行目、「動植物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め」とありますね。ここの頭に、「生物多様性に配慮した動植物の生息」と入れていただくと、こうした言葉から現在～これからの将来像、目標に関わることとなるので、「生物多様性」という文言を整備計画の冒頭にある目標の中に記載していただきたいです。

以上です。

**【山田座長】** それでは、事務局のほうで、それに対する考え方みたいなものがありましたら。

**【小島河川調査官】** 言葉として具体的にご指摘をいただきましたので、その辺を盛り込めるような形で、文章は検討していきたいと思っております。

**【山田座長】** それじゃあ、前回ご出席なさらなかった、鈴木委員からは何かありますか。

**【鈴木（伸）委員】** 横浜市立大学の鈴木伸治でございます。

幾つかございますが、まず、3 ページの目標に関する事項の中で、11 行目の「首都圏では経済活動の拡大と都市化が進み」というようなものもあると思うんですけども、やはり上流部と下流部で、相当状況が異なるのではないかと。

今、上流部のほうが直面している問題というのは、どちらかというと人口の減少であったり、そういった非常に経済の活性化が問題であったりというようなことがあるということとです。

下流部についても、東京はあれですけども、埼玉あたりだと恐らく2025年ぐらいから、いわゆる団塊世代が後期高齢者に入ると、超高齢社会の問題というのを抱えるようになってまいりますので、若干そういったような流域全体を見渡したバランスのよい記述があったほうがよいのではないかというふうに思います。

恐らく、超高齢社会対応に当たって、例えば高齢者の方の健康づくりだとか、そういったところに、この河川空間というのが将来的には積極的な利用が望まれるようになってくるといったようなストーリーもあり得る話ではないかというふうに思います。

それから、14 ページで、9 行目に環境教育の推進というのがあるんですが、私は荒川

下流誌のほうのお手伝いさせていただいて、非常に、荒川については、流域の歴史というのが非常に重要なのではないかなというふうに思います。

子供たちには、この荒川が放水路であったというような事実を知らないような子供たちもふえている中で、やはり災害なども含めた流域の歴史というのをちゃんと知っておく必要があるのではないかなというふうに思います。

そういった中で、教育に関する記述はここだけなんですけども、防災教育といった記述が余り見当たらない。それに類するようなところはあるんですけども、環境教育の推進というところを立てるのであれば、ぜひ防災も含めて、もう少し多面的な教育というような項目立てにしたほうがよいのではないかなというふうに思います。

それから、先ほど浅枝委員のほうからもご指摘ありましたけれども、上流部であると、例えば、ダム周辺の地域なんていうのは、年間に何十万人という人を集める非常に重要な地域資源なわけです。非常に地域の状況が超高齢化、人口減少というような問題も抱える中では非常に貴重な資源でもありますので、河川の整備計画も骨子に直接かかわる部分ではないかもしれませんが、そういった社会状況を見据えて、水面利用等で地域の活性化につなげていくというような考え方が出てきてもいいのかなというふうに思います。

以上、3点です。

**【山田座長】** それでは、事務局のほうの考え方とか対応をお願いいたします。

**【小島河川調査官】** 流域の中でも状況は違っていますので、その辺をきちっと押さえて、そういった記述にすべきというようなご指摘であると思います。

こちらにつきましては、本文等をつくっていく中で、きめ細かな記述をしていきたいと思っております。

あと、環境教育、それから流域の歴史、防災教育といったところでございますけれども、今回、骨子の中では、14ページのほうに環境教育というのは入っております。また、関連すると12ページのほうに、地域における防災力の向上というような項目になっております。防災関係の取り組みというのを膨らまして記述していこうというふうに考えておりますので、ご指摘のような視点でその内容の充実を図っていきたいと考えてございます。

【山田座長】 非常に大事で、防災教育もしっかりやるんだということは書き込む。

【小島河川調査官】 はい。言葉として「防災教育」という、その4文字で書けるかどうかは、検討しますが、防災力を高めていくために、若い世代の方とか、その地域の方々にきちんと働きかけをして、わかっただくという取り組みをしていくということは、当然書き込もうと思っておりますので。

【山田座長】 国交省だけで防災教育をやれといってもそれは無理で、学校との連携とか、地域等の町内会に動いてもらうとか、国交省だけではできないから、防災教育を、その辺を充実させる方向で書いていただきたいと思います。

【小島河川調査官】 はい、そのようにさせていただきます。

【山田座長】 あと、鈴木委員が言われたことは。

【小島河川調査官】 浅枝委員と重ねた部分で、地域資源として、例えばダム湖の活用であるとか、ダム湖を核として、その地域の振興に対応していくということにつきましても、それぞれ今回、国で管理しているダム、水資源機構で管理しているダムが複数ございますので、そういった中でも施策を盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

【山田座長】 そのほか。田中委員、お願いします。

【田中委員】 埼玉大学の田中です。

二つあります。一つは、今、鈴木委員の言われたこととだいぶ重なってしまうんですが、環境教育と、防災または減災教育というのを対立軸のような形ではなくて、浅枝先生が言われたように、一緒になってやるんだという視点が必要です。環境だ、防災だ、というふうについていつまでもやらないほうがいいのかなという感じがあります。特に荒川の中流部で支川のほうを大分閉めてきていますので、荒川中流部の横堤のあたりの環境をどう再生しつつ、かつ防災力を高めるかというのが非常に重要なポイントになると思います。そのため、環境教育、防災教育という対立軸にならないような表現で、うまく表現できるような

教育をしていったほうがいいんじゃないのかなというのを感じました。

もう一つは、4ページ目の11行目、12行目あたりなんですけど、計画を上回る、もしくは施設能力を上回った場合に、自助・共助・公助ということに書いてあります。公助の立場としては、計画でここまで頑張るので、それを上回ったら自助・共助も含めて頑張ってくださいということなのかもしれないんですが、実際には被害の最小化を図るためには、発生する以前のところから、かなり自助・共助に頑張ってもらわなければいけない。逆に最小化を図るためには、計画を上回らないような規模でも実は被害が起きる可能性、維持管理上、最大限の努力はしても、計画を上回らない場合でも漏水とか被害の可能性はあるんだということも考慮に入れて、自助・共助・公助を回していく必要があるのではないかという気がします。つまり、書き方が、「発生した場合」という書き方でない表現のほうが私はいいんじゃないかなというふうに感じます。

**【山田座長】** これに関してはどうですか。

**【小島河川調査官】** 1点目の環境教育というか、環境教育、防災教育の関係につきましては、おっしゃるとおり、対立軸ではなくて、一体として捉えて、いろんな側面から見ていくということかと思しますので、記述につきましても、そういう趣旨が極力読み込めるように工夫をしたいと思います。

また、先ほどの4ページ目の11行目以降も、「計画規模」以降の書きぶりですが、おっしゃるとおり、その場合だけというふうにも読めなくもなく、若干、表現として曖昧なところもございます。超過洪水的なもの以外のところについても、当然、地域の自助・共助・公助のもとに被害の最小化を図るというような視点が非常に重要かと思しますので、表現ぶりについては、また工夫をさせていただきたいと思います。

**【山田座長】** これは、計画論と実態論というのは非常に厄介な話で、計画のときには計画の想定している水位より低い水位で堤防が壊れてはいけないというようになっているわけです。裁判などでも、そうになっています。

だけど、それは計画の話で、実態というのは全ての構造物に絶対安全なものはないということは、世界の常識になっているのですが、そういうことを考えると、別に計画規模を超えなくたって、何か起きてしまうということは可能性としては排除できません。

そのときに、計画規模を超えたきだけ自助と公助というのではなく、ハザードに対してというようなことですよ。

想定し得る、あるいは想定し得ないようなハザードが発生した場合、発生する場合、あるいは発生が予見されるような場合にはというような時、計画上の話と、実態の話というのは非常に書きにくい話ですけど、その辺は、事務局で書きぶりを研究してください。

堂本委員。

**【堂本委員】** 河川環境保全モニターの堂本です。

資料4で、河川空間の利用状況ということで、荒川上流管内ですけど、国有地と国有地以外でどういう土地利用がされているかというのが、ざっくり出ているんですけど、国有地以外のところで圧倒的に面積占めるのは農地等です。2, 400。

今後30年間の中で、今でさえ農業の行方とか、後継者問題も含めて非常に不透明な中で、ここをどう見ていくかとか、どうモニタリングしていくかにもよるんですけど、それと自然環境の保全とか生物多様性とか、かなり連動してくるんですよ。

その辺というのは、この整備計画の基本方針の中で、農業を、どういう整理の仕方で評価して整理していくのか。全くこれを無視したらすごくおかしい話になってくると思う一方、これは結構難しい話だと思うんですけど、現時点で何か検討されたことがあれば教えていただきたいんですけども。

**【山田座長】** では、お願いします。

**【小島河川調査官】** 河川空間の利用という観点で言いますと、私どもは河川環境管理基本計画というものをつくっております、その中で、河川空間をどのような形で管理していくか。「管理」という言葉がいいかどうか分かりませんが、環境管理していくかというような計画を持っています。

また、例えば先ほどから、太郎右衛門地区の自然再生事業の話題なども出ておりますけれども、中流部で何か調節池のようなものやっていくときには、一部そのために手を加えさせていただくということもあろうかと思えます。河川空間の利用について、どういう形で計画の中に盛り込んでいくかというのは、なかなか答えを持ち合わせていませんが、様々なアプローチがあろうかと思えます。その辺についても極力趣旨を踏まえて本文の中



で書き込めるところは書き込んでいきたいというふうに思っております。

【山田座長】 どうぞ。

【堂本委員】 ぜひ、いろいろ難しいとは思いますが、この辺をやりとりさせていただければと思うのと、あと、逆に今度は国有地のほうを見ると、運動場は、これも多いか少ないかは議論があると思いますが、場所によってはすごくバランスを欠く空間になっているのかなという感じがするんです。

その辺のことも含めて、いま一度その計画をつくる際に、もうちょっと何か議論できるような資料があると、皆さんと共通認識を持てるのかなという感じがいたしますので。実際に、運動場をどう使われているのかとかいうこと。

あと、運動場の配置とか農地とか、それから、その他の中にいろんな自然地もあるんですけど、先ほどもエコロジカル・ネットワークという話が出ましたけれど、その充実とか、いろいろと検討する際も、これの位置がどういうポイントにあるのかというのが大事だと思いますので、その辺は、細かい話になっていくかもわかりませんが、必ず押さえておいていただきたいと考えております。

それと、ちょっと離れるんですけど、14ページで、基本方針の景観の保全というところで、先ほどから何回か観光資源としてダム貯水池周辺と出ているんですけど、これも景観ですから、かなり主観的な話になるのかもわかりませんが、少なくとも滝沢と浦山の湖面から見る、特に滝沢の右岸ですか、140号から見る景観が良いとは言えないし、昔から、地元でもあの景観を何とかしてくれないのかという声があります。人工林がすごく多いわけです。

ですから、「変化に富んだ自然景観が見られる」と記載がありますが、やっぱりここにちゃんと正直に書いてもらったほうがいいですね。決してあれは豊かな自然景観じゃないですし、地元でもずっと課題として僕は持っていたんじゃないかと思うんです。そうしないと湖面利用も、その後の話もいかないと思うので、ここで本質的に議論するところじゃないのかわかりませんが、その辺で誤解がないような表現をされたほうがいいと思います。

ただ、景観の見方ですからいろんな見方があるのは事実だと思います。

【山田座長】 事務局、今のお話、質問に対してどうですか。

【小島河川調査官】 現状と課題の部分で、視点として欠けているというか、もう少しきちんと現状を捉えて説明すべきかと思います。一方、対策のほうとしては、そういった視点も視野に入れ、これも本文をいろいろと検討していきたいと思います。趣旨を踏まえて、工夫できれば工夫していきたいと思っています。

【山田座長】 確かに、現状と課題で、河川空間の利用状況の分析が大まか過ぎて、より突っ込んだ議論ができるような資料の提出を、次回か次々回までをお願いしたいと思います。

それから、さっきの景観の保全について。これはどのような回答をしますか。

【小島河川調査官】 これも、14ページの(5)景観の保全という、これは環境の整備と保全に関する事項の中で努めますという形で書いておりますけれども、この辺も、もう少し具体性を持って書いていこうかというふうに考えております。

【山田座長】 ある人はすごいな、雄大だなと言うし、ある人は汚いなと思うというのが現状なんでしょう。ですから、そのままそう書けばいいと思います。人間の判断なんだから。

だけど、それだけが、別にダムの実在意義ではないから、そこはよく理解した上で。

人間が10人いれば10人見方や答えは違うわけだから、そのまま書けばいいではないですか。そういうところもあるし、こういうところもあるという。

だけどそれを全部しようと言ったって、また、できることと、できないことがあるのは当然のことなので。だけど、現状はそうだとすることを素直に書けばいいと思います。

【小島河川調査官】 はい。

【浅枝委員】 よろしいですか。

【山田座長】 どうぞ。

**【浅枝委員】** 浅枝です。

先ほどの堂本委員の発言にも少し関連すると思いますが、河川の利用か、管理か等、環境利用、環境管理のどちらかに絡んでくるかわかりませんが、様々な新しい視点、事業を開発し、つくっていくことが重要なように思います。

例えば、私が今考えておりますのは、福祉です。かつて福祉は、段差がない道をつくりましょうといったハード面で議論されたことがあったと思いますが、それだけではなくて、例えば精神障害を抱えた方とかに河川をうまく利用していただくといったこともあります。また、場合によれば、企業にうまく、単に企業が持ち出しになる、CSRだけではなくて、企業の社員さんにとってプラスになる、社員さんの福利厚生にプラスになるようなCSRに利用していただくとか、そうしたことを考えられると思います。今、荒川ではそうした形で進めていこうとされていますね。

もっともっと様々なことがあるかと思いますが、特に荒川はそうしたポテンシャルが非常に高い河川です。ほかの河川のモデルになるような形の河川管理、環境の利用というようなところを進めていかれるといいと思います。下流の例ばかり挙げましたが、もちろん、それは上流地域も含めてですね。

**【山田座長】** 今のは質問というかコメントと解釈すればいいですかね。

**【浅枝委員】** もちろんコメントです。これは骨子で、整備計画の主要な部分なので、そうしたところについて、どこまで実際に書き込むかどうかは少し考える必要はあるかもしれませんが、考え方として重要な部分です。例えば環境管理といっても、今は、先ほどのお話にありましたように、例えばNPOの人にお願いしようという形に進んでいます。しかし、それは、NPOの活動でも財政的な面を含めて考える必要があります。このままでは、これから先、行き詰まることは間違いないですね。

そうすると、そうした活動を支えるためには、何かしらの形で、そこからプラスが生まれないといけない。例えば、企業にとっても、「単にCSRで企業が奉仕してください」では企業も乗ってくることはできません。

ですが、それが社員さんの福利厚生につながるのであれば、これは企業も乗ってきやすくなります。また、先ほどのその精神障害者の方の施設が川をうまく利用することになれ

ば、それは自治体や関係機関にとって非常にプラスになるわけです。そうしたプラスが生まれることによって、例えば環境を維持する場合の財政支援にもなるでしょうし、人的支援にもなるでしょう。様々なものが生まれてくるわけです。

これは、荒川のように広い河川敷がある川がモデルになってやらないと、なかなか、ほかの川では難しいことです。ですから、そうしたモデルケースをうまく開発していくというのは荒川の大きな使命じゃないか思っています。

**【山田座長】** それもまた国交省だけで動ける話では。

**【浅枝委員】** ではないですね。

**【山田座長】** もっと大きいスケールの自治体も巻き込み、市民活動も巻き込んだ動き。

だから、そういう活動がもう既にあることに対する支援というか、そういう方向性への動きとか、そういうふうな感じかな。そういうものが大事なところなんで。

その辺は浅枝先生に聞いてください。専門家じゃないと、なかなか、そういう言葉を使い切れないから、よく聞いてお願いします。

じゃあ、知花委員まだ。

**【知花委員】** 東京大学の知花です。

どうもご説明をありがとうございました。

非常にわかりやすい資料だったんですけど、聞いてすごく気になったのが三つあって、その三つは既に出ていますので、補足だけ私のほうからしたいと思います。

一つ目は、カスリーン台風と伊勢湾台風の計画規模と、その思想だったので、これは清水委員、大野委員の議論で非常によくわかりました。そこは丁寧に書いていただければと思います。

2点目も大野委員から出た流域住民の扱いのところでした、私も非常に気になったんです。もうちょっとお伺いしたいんですけども、9ページに出てくる流域住民というのが、要はエコロジカル・ネットワークの形成のところだけで出てくるんですね。

その一方で、保全のほうを見ると、例えば外来種を除去するとか、環境教育を実施するというところだけで流域住民が出てくるので、作業要因として入れている印象が強いんで

す。

ですので、保全と再生の、上の三つそれぞれに入れるとくどくなるかもわかりませんが、けれども、どういう場を保全して、どういう場で再生するのかとか、さっきの空間利用計画というものをどう議論するかというところで、流域住民というキーワードが入っているのかなというのが私の意見、感想になります。

三つ目が、少し難しいなと思うのが、私も、浅枝委員の言われた流砂系のところに興味がありまして、結局、二瀬ダムは結構堆砂で困っているわけですね。

この土砂の問題というのは、ここに書き込まれているんですけども、であれば、この土砂を下流に流して本来の姿に戻すというのが妥当なのかもしれませんし、先ほどの議論でも、多少、土砂を流しているということなので、そういう意味ではあっていると思います。

ただ、問題は、さっきから出ているように、河床高が近年安定傾向にあるという事実と、それによって断面が不足しているということです。

そういうときに積極的に土砂を流しますというのが何の意味があるのかということやちゃんと書かないと、ダムのメンテナンスをするために堆砂している土砂を下流に流すというように受け取られても、まずいなという気はするんですね。

ですから、浅枝委員がおっしゃったように、土砂というのは更新する必要があるんだから、安定しているからいいというものでもない。とか、あるいは、安定しているせいでいろんな外来種であるとか問題が起こっているの、必要があるだろうと。

ただし、断面は不足しているので、そこのバランスというのを見ながら考えなければいけないだろうということが、ちゃんと流域からの土砂というので書ければ、それこそ浅枝委員のおっしゃった「横串」に関連しますけれども、バランスを見て考えましょうということになるのかなというふうに思います。

という3点が、私が気になったところなので、全部補足になりますけれども、ぜひ書いていただきたいと思います。

物すごく細かいところで、やや気になったところで言うと、言う必要もないですけども、さっきの資料4という補足説明のところ、何でギンブナとウグイが子供の写真なのかというのが少し気になりました。特に、ウグイはかなり子供じゃないかなと。あと、堤防高の不足という写真がどこかで出てくるんですけど、これは、どういうことかというのが場所の状況がわからないと混乱するかなと思ったので線一本引いて左半分が完成堤防で右半分が暫定であるということが書けたらなと思います。

骨子のどこかにあったんですけれども、大したことじゃなくて。

【久保委員】 6 ページ。

【知花委員】 すみません、それですね。

6 ページの一番上ですね。真ん中のやつはわかりますけども、これはぱっと見てどれが不足しているか、わかるかな。横堤なんですよ、真ん中にあるのは。

横堤ではない。とにかく、右のほうが足りないよと、見たらわかるかもわかりません、ちょっと気になったなというだけで。ありがとうございます。

【山田座長】 そのほかございますか。

鈴木委員、お願いします。

【鈴木（伸）委員】 これ質問なんですけど、8 ページのところで危機管理対策の項目がありますが、河川の整備計画以外にそのこういった危機管理の計画というのがあるのか、ないのかということで、もし、ないようであれば、もう少しここの記述は多様な要素を盛り込む必要もあるのかなというような気もいたしました。

例えば、集中豪雨で堤防が決壊することが予想される、どっかで荒川下流の所長さんが何か発するわけですよ、アラートを。

それは、まさしく国家の非常事態宣言ぐらいの非常に大きなインパクトのあることだと思うんですね。首都機能が麻痺するということで、そういうようなイメージを危機管理というのは持つんですけども、ここでは余りそういう首都全体のことについて、何でも入れればいいという話ではないと思うんですけど、そういったイメージは余り持てないので、この河川計画に本来盛り込むべき危機管理というのは、どのぐらいまでの範囲を指すんでしょうかという質問です。

【山田座長】 じゃあ、お願いします。

【小島河川調査官】 最初の、知花委員から写真の話を頂きました。補足で、キャプションとか写真の説明を入れておけばよかったのかもしれませんが、6 ページ目の右側の

一番上の写真かと思います。

こちらのほうは、左側のほうが築堤工事をした後の堤防で、右側が築堤工事をこれからやるところの堤防の境目を書いていますので、左側のほうが、高さが確保されている状況で、また、これは道路が、あぜ道が写っていますので、これは横堤ではなくて、あぜ道かと思います。

それからあと、鈴木委員から危機管理の関係の話をいただきました。河川整備計画の中でどこまで盛り込めるのかというところで、河川整備計画なので、河川法あるいは河川行政の立場としてかかわりができる範囲を書かせていただくということが基本となりますが、取り組みによっては、どうしても河川側の行政主体だけではなし得ないこともございますので、それは関係機関と連携しつつ、このような形で記述していくということになるかかと思えます。

一方、首都圏の、防災というか危機管理全体で言いますと、例えば内閣府が中心になって中央防災会議などで、大規模水害に関する被害などが議論されておりますし、そうした被害に対して、各行政機関がどのように対応していくかという関係での協議会などもできております。様々な議論が進められておりますが、今回は荒川を管理する立場として、関与できる範囲内で記述をしていくということになるかかと思えます。

**【山田座長】** 鈴木委員が言われたのは、非常に今後重要なことですよね。例えば、直下型地震で堤防がずたずたにやられる可能性だってあり得るわけで、そういうときに洪水が来たらどうなっちゃうんだというようなとき。

これは、全員で共通に認識しておかなければいけないのは、特に荒川の下流部は大都市東京の中を流れていますよね。特徴は、とても橋が多いことです。

だから、緊急用物資を運べと言ったって、橋だらけですから、鉄道もいっぱいあるし、天端道路で、簡単に進めないというのが現状。それから下の高水敷に行けるかと言ったら今度は上の低い橋があるんで、そのまま行けないとか。だから、物すごく下流のほうの緊急時の対応というのは、本当にこれは大変な課題だなと思えます。

私は、神戸の阪神大震災の後、1週間後に土木学会の調査団として入りましたけれども、全く車なんか走れる状況じゃないですね。それから淀川の堤防まで行きましたけど、そこに行くのがまず大変で。1週間後でもですよ。車なんか全く通れなかったという経験をしました。

その中でブロックをどう持っていくだとか。これは本当に大変な話で、荒川下流さんも随分そういうことも調査されているということは聞いていますので、今後ともこの危機管理対策というか、これは洪水だけじゃなくて直下型地震のときに洪水が来るという不幸な組み合わせみたいなのがあり得るんで、骨子の中にそうした細かいことは書けないと思いますけれど、ぜひ、危機管理対応というのは重要なことなんだということはきちんと入れておいてほしいですね。

【清水委員】 ちょっと関連していいですか。

【山田座長】 はい、どうぞ。先生、まだ。

【清水委員】 どうぞ。

【久保委員】 じゃあ、時間も迫っているところ恐縮ですが、早稲田大学の久保でございます。

意見を二つ申したいと思います。

3ページのところですけれども、5行目のところですが、「霞ヶ関の孤立」という表現がございますが、ハザードマップ等を拝見いたしますと、霞ヶ関は浸水しないことになっておりまして、日比谷公園の標高が5メートルぐらいで、桜田通りの標高が8メートルぐらい、それから国会議事堂側が高台になっておりますので地形的にはだんだん高くなりますよね、西側に。ですから、孤立はしないと思います。というのが一つ。

それから引き続きまして、「兜町や大手町の機能麻痺による日本経済が大混乱」というのは、そうなるかもしれないですけれども、表現がセンセーショナルかなと思いますので。兜町や大手町は浸水すると思いますけれども、ということですので、表現を少し工夫いただければということです。

二つ目は、ここでの議論に対する意見になるかもしれませんが、生物多様性という言葉と、生態系サービスという言葉と、両方出てきたかと思います。

生態系サービスと言いました場合は、生物多様性だけではなくて、水の循環ですとか土砂の移動、それから大気の流れとか気温の問題とか湿度の問題、それから土地の起伏や地質などを含めて、非生物も含むかなと思いますので、生物多様性も生態系サービスも、両



方適宜加えていただくのがよろしいかと感じました。

以上です。

**【山田座長】** そうすると、今のは質問というよりはコメントということですよね。お願いします。

じゃあ、清水委員。

**【清水委員】** 私もコメントというか、久保先生の言われたのと全く同じですけど、行政機関の麻痺とか経済の麻痺。だけど、この麻痺というのが荒川ならでは起こるもので、ですから、大きいキーワードで目標事項に入っているということです。

もう一つは、これから20年から30年間にやる多くのメニューの中で、新たに立ち上げていたらあれもこれもやれというのはなかなか難しい。荒川流域の中で既にもうやっているものが背景にあるなら、例えば、利根川、荒川下流がやっている事前防災とか、タイムラインとかがもう走っているじゃないですか、パイオニア的に。そういうものに裏打ちされているものがあって首都圏の機能の麻痺に対してどう立ち向かっていくかというようなことはぜひ書いたほうがいいんじゃないですかね。

**【山田座長】** 大体予定の時間が近づいているものですから、そろそろ閉めなければいけないんですけど、もし今後、この資料をうちに持って帰っていただいて、じっくり見て頂き、何かわからない箇所とか、新たなコメントを考えついたというようなことがありましたら、事務局等に連絡をとって相談するという、それでよろしいですか。

この時間だけで全てを語り尽くせないと思いますので、気がついたことがあったら事務局のほうに伝えるということをお願いしたいと思います。

そろそろ閉めますけれども、私は、水理・水文の研究を長くやってきましたが、日本にあるまともなデータというのはせいぜい100年ぐらいしかないわけですね。この中で何かある種の計画をつくらなきゃいけないというこの難しさ。要するに自然ってそれほど単純ではなくて、いつ何が起きるかわからない。災害という面からですね。数学からもちやんとわかっている、100個ぐらいのデータで何か分布を求めろというと、非常に分布は求めにくいんです。定常という条件で最低1,000個データがないと、ちゃんと求められない。

だけど我々人類は、せいぜいデータとしては100年前後ぐらいのデータしか持っていない中で防災の計画を考えたりしないといけない。それから環境のことも考えないといけない。きちんと議論できるデータというのは、そんなにいっぱいあるわけでもないということで、計画をつくるということは難しいことであると、我々は研究していて思っております。

それからさきほど出されましたけれども、国土交通省の方で可能最大の外力が起きたときに、何が起きるのかということを検討しろという動きがあります。

別にそれは計画に入れるという話ではなくて、とんでもない可能最大のものが起きたら一体何が起きるのかということを知っておくべきだろうということで、今そうした検討が動いています。例えば、伊勢湾台風が一番いいかと言われたら、実は気圧だけいえば、室戸台風のほうが気圧は低いんですね。だけど伊勢湾台風のほうが被害が大きかったんだから、常識的に考えて伊勢湾台風のコースで考えることはそうおかしいことではないだろうなという前提があるんですね。

だから個別に、本当に可能最大外力、プロバブルマキシマムと英語で言うとそうなります。そういう検討も、国全体として進められておりますので、それはそれでまた別ルートで議論がなされると思いますということでちょうど時間になりましたので、私の座長としての仕事は、これで終えて、事務局のほうにマイクをお返しします。

#### ◆閉会

【泊河川部長】 山田座長、ありがとうございました。

河川部長の泊でございます。

本日、委員の皆様方から大変多岐にわたり貴重なご意見を頂戴したと思っております。本当にありがとうございます。

私どもは、荒川をしっかりと整備し、管理していく上で、河川整備計画をつくっていくことを目指して、検討を進めております。河川整備計画を策定するためのプロセスとして本日は骨子をお示しさせていただき、非常に多岐にわたるご意見を頂戴したと承知いたしております。

きょういただきましたご意見、ご指摘等を今後どう活かしていくかということにつきま

しては、少し私どもとしても検討させていただきたいと思いますので、引き続きよろしく  
お願いいたします。本日はありがとうございました。

**【堂本委員】** ちょっといいですか。会議終わってあれなんですけど、最初に配られたこ  
の要望書に関しては、委員の立場で、ここで答えていけばいいんですか。

**【山田座長】** 最初に配った。

**【堂本委員】** ええ。私が、非常に皆さん熱心で、ここで、こんな立場で言うのも何です  
けれど、少なくとも公開とかで、この席で別に傍聴者がいても問題ないのかなというふう  
に私自身は思っているんですけど。

きょう別にその回答を求めているわけじゃないんですけど、その辺、私はお願いした  
いなというふうに思います。

これは要望です。

**【山田座長】** 会議の運営は座長がというのは最初に何かありましたよね。

ということで、今の堂本委員から出た話は、私が預かって事務局と相談して次回以降ど  
うするか、全国でいろんなこういう会議の中を見て、真摯に議論ができる場をつくり出す  
というのが私の仕事ですから、そこの観点から、事務局と相談させていただきたいと思  
います。

**【小島河川調査官】** ありがとうございます。

それでは、山田座長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれ  
ましては、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございました。

これを持ちまして第2回荒川河川整備計画有識者会議を終了させていただきます。あり  
がとうございました。

— 了 —